



資料1

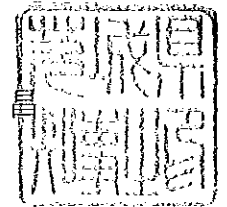
生文諮問第1号

茨城県文化審議会

文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する計画の策定について、茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

平成28年6月29日

茨城県知事 橋本



諮 問 理 由

県は、平成 16 年 3 月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、「県土のすべてを文化のステージとしてとらえ、文化を核とした元気ないばらきを創造する」ことを基本目標として、文化芸術を担う人材の育成や、県民が文化芸術に親しむための環境づくりなどの施策を推進してきた。

この間、人々の価値観の多様化が進むとともに、急激な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、グローバル社会の進展や情報通信技術の発展など、文化を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えている。

また、東日本大震災からの復興の過程で人と人との絆の大切さとともに文化の持つ力が改めて認識され、今後、物の豊かさに加えて心の豊かさを享受し、潤いに満ちた生活を実現していくためには、文化の力の活用が不可欠となっている。

県においてはこれまで、平成 20 年の国民文化祭や平成 25 年の常陸国風土記 1300 年記念事業、平成 26 年の全国高等学校総合文化祭を開催し、本年 9 月には県北芸術祭の開催、そして平成 31 年の茨城国体や、その翌年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う文化プログラムの実施が予定されており、本県の文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信していく好機となっている。

このような状況のなか、昨年、本県最大の文化の祭典である県芸術祭が 50 回の節目を迎え県民の文化への意識が高まっていることを契機に、心豊かな県民生活といつまでも活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、茨城県文化振興条例を定めたところである。

については、本条例に基づき、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する計画の策定について意見を求めるものである。